

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第40号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の100.0」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500

10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200

40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	

70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			

	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
短時間		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

勤務職 員								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員 の 区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	180,100	196,300	306,100
	2	181,600	198,400	308,700
	3	183,200	200,500	311,500
	4	184,700	202,700	313,900
	5	186,300	204,800	316,200
	6	188,200	206,900	318,300
	7	190,000	209,000	320,400
	8	191,900	211,100	322,500
	9	193,600	213,300	324,500
	10	195,700	215,700	326,700
	11	197,700	218,000	329,000
	12	199,700	220,200	331,300
	13	201,700	222,600	333,500
	14	203,800	224,300	335,300
	15	205,900	225,800	337,100
	16	208,000	227,300	338,800
	17	210,200	229,000	340,500
	18	212,300	230,300	342,500
	19	214,500	231,500	344,500
	20	216,400	232,800	346,500
	21	218,600	234,500	348,500
	22	220,200	236,200	350,100

23	221,700	237,900	351,700
24	223,200	239,500	353,200
25	224,700	241,000	354,700
26	225,800	243,000	356,500
27	226,900	244,900	358,200
28	228,100	246,800	359,900
29	229,600	248,500	361,500
30	231,100	250,900	363,100
31	232,600	253,300	364,700
32	234,100	255,700	366,200
33	235,400	258,100	367,500
34	237,000	260,500	369,000
35	238,700	262,800	370,500
36	240,100	265,000	372,200
37	241,400	267,200	373,900
38	242,800	269,400	375,400
39	244,200	271,800	376,700
40	245,600	273,900	378,100
41	246,900	276,200	379,200
42	248,200	278,500	380,600
43	249,400	280,700	382,000
44	250,700	282,800	383,500
45	252,000	284,900	384,900
46	253,300	287,100	386,500
47	254,500	289,200	388,000
48	255,600	291,100	389,500
49	256,700	293,200	390,800
50	258,000	294,900	392,300
51	259,300	296,700	393,700
52	260,300	298,400	395,000

53	261,400	299,700	396,200
54	262,800	301,700	397,500
55	263,800	303,600	398,600
56	264,800	305,600	399,700
57	265,800	307,600	400,900
58	266,800	309,700	402,100
59	267,800	311,900	403,300
60	268,800	314,100	404,500
61	269,700	316,200	405,600
62	270,400	318,500	406,600
63	271,100	320,700	407,900
64	271,700	322,800	409,100
65	272,400	324,900	410,300
66	273,600	326,400	411,400
67	274,700	327,900	412,500
68	275,800	329,400	413,600
69	277,100	331,100	414,600
70	278,500	333,100	415,800
71	279,700	335,100	417,000
72	280,900	337,000	418,200
73	281,700	338,800	418,800
74	282,600	340,800	419,600
75	283,600	342,700	420,300
76	284,600	344,600	420,800
77	285,500	346,300	421,100
78	286,500	348,100	421,500
79	287,600	349,800	421,900
80	288,400	351,500	422,300
81	289,200	353,300	422,600
82	290,000	355,000	423,000

83	290, 800	356, 400	423, 400
84	291, 600	358, 000	423, 700
85	292, 500	359, 200	424, 000
86	293, 300	360, 800	424, 400
87	294, 000	362, 300	424, 800
88	294, 800	363, 800	425, 100
89	295, 700	365, 100	425, 400
90	296, 600	366, 400	425, 700
91	297, 500	367, 700	426, 000
92	298, 200	369, 100	426, 200
93	298, 500	370, 500	426, 400
94	299, 200	371, 800	426, 700
95	299, 900	373, 000	427, 000
96	300, 600	374, 100	427, 200
97	301, 300	375, 100	427, 400
98	302, 100	376, 100	427, 700
99	302, 900	377, 100	428, 000
100	303, 600	378, 000	428, 200
101	304, 300	378, 800	428, 400
102	304, 700	379, 800	
103	305, 100	380, 700	
104	305, 500	381, 600	
105	305, 700	382, 400	
106	306, 000	383, 300	
107	306, 300	384, 200	
108	306, 500	385, 100	
109	306, 700	385, 900	
110	306, 900	386, 900	
111	307, 200	387, 800	
112	307, 500	388, 700	

113	307, 700	389, 300
114	307, 900	390, 200
115	308, 100	391, 100
116	308, 400	392, 000
117	308, 700	392, 800
118	308, 900	393, 500
119	309, 200	394, 300
120	309, 500	395, 100
121	309, 700	395, 700
122	309, 900	396, 500
123	310, 100	397, 200
124	310, 400	397, 900
125	310, 700	398, 500
126		399, 200
127		399, 700
128		400, 300
129		401, 000
130		401, 600
131		402, 100
132		402, 600
133		402, 900
134		403, 200
135		403, 500
136		403, 800
137		404, 100
138		404, 400
139		404, 700
140		405, 000
141		405, 300
142		405, 600

	143		405,900	
	144		406,200	
	145		406,400	
	146		406,700	
	147		407,000	
	148		407,200	
	149		407,400	
	150		407,700	
	151		408,000	
	152		408,200	
	153		408,400	
	154		408,700	
	155		409,000	
	156		409,200	
	157		409,400	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,100	275,000	328,400

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
再任用	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
短時間	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
勤務職	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400

員以外 の職員	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	

35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300

65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		

	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年12月の期末手当の特例)

- 2 令和5年12月に支給する期末手当の額を算定する場合におけるこの条例による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第18条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とし、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とする。

(令和5年12月の勤勉手当の特例)

- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当の総額を算定する場合における改正後の給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とし、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第41号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 3 令和6年3月31日までの間、第2条の規定の適用については、別表中「給与条例」とあるのは「伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年伊賀市条例第40号）による改正前の給与条例」とし、「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とあるのは「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（令和5年伊賀市規則第56号）による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付し、同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第42号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊賀市市税条例の一部改正)

第1条 伊賀市市税条例(平成16年伊賀市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年伊賀市条例第116号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市税外収入金に係る督促手続及び延滞金徴収に関する条例

第1条中「督促手数料」を「督促の手続」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「第2条」を「前条」に改め、「及び督促手数料」を削り、同条を第3条とする。

(伊賀市介護保険条例の一部改正)

第3条 伊賀市介護保険条例(平成16年伊賀市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(伊賀市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 伊賀市水道事業給水条例(平成16年伊賀市条例第275号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「区別」を「各号の区分」に改め、同項第1号中「の申込みをするとき。」を削り、同項第2号中「第8条第1項」を「指定給水装置工事事業者」に、「をするとき。」を「(更新を含む。)」に改め、同項第3号中「をするとき。」を削り、同項第4号中「工事の検査をするとき。」を「しゅん工検査」に改め、同項第5号中「を交付するとき。」を「の交付」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「指定給水工事事業者証を」を「指定給水装置工事事業者証の」に改め、「するとき。」を削り、同号を同項第6号とする。

(伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 伊賀市後期高齢者医療に関する条例(平成19年伊賀市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第43号

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成16年伊賀市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 青山テニスコートの項を削る。

別表第2 伊賀市民体育館管理棟の部を次のように改める。

伊賀市民体育館管理棟	更衣室	1室1時間	310	
	冷暖房	1時間	410	
	シャワー	1人1回	110	
	多目的室	1時間	中学生以下	260
			一般	510
	冷暖房	1時間	410	

別表第2 青山テニスコートの部を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の体育施設の使用に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第44号

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置し」を「を設置し」に改める。

第4条第1項第1号アを次のように改める。

ア 日曜日及び土曜日

第4条第1項第2号中「（いがまち保健センターの施設については、午後5時）」を削る。

第5条第1項後段中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された」を「当該許可を受けた会議室の使用に関する」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

第6条中「次」の次に「の各号のいずれか」を加え、同条第2号及び第3号中「施設」を「保健福祉センターの施設」に改め、同条第4号中「その他市長がその使用を」を「前3号に掲げる場合のほか、市長が」に改める。

第7条第1項中「使用者」を「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、「次」の次に「の各号のいずれか」を加え、「その使用の許可」を「当該使用許可」に改め、同項第1号中「又は」の次に「この条例に基づく」を加え、同項第3号中「許可を得ないで使用の目的を変更した」を「使用許可を受けた使用の目的以外の目的に会議室を使用した」に改め、同条第2項中「規定」の次に「による使用許可の取消し又は使用の停止」を加え、「が受ける損害に対して」を「に損害が生じても」に、「その」を「、その」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 使用者は、別表に掲げる会議室の使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

第11条中「使用の許可を取り消されたとき若しくは」を削る。

第12条中「施設」を「保健福祉センターの施設」に改める。

第13条中「次」の次に「の各号のいずれか」を加え、同条第3号中「その他管理運営」を「前2号に掲げる者のほか、管理運営」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

（単位：円）

区分	基本使用料			加算料
	午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～22：00	冷暖房料
保健センター会議室(1)	530	740	740	基本使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）
保健センター会議室(2)	210	320	320	
保健センター集団研修室	840	1,160	1,160	
保健センター栄養実習室	1回の使用につき			
			2,100	

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含む。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を1人につき1,000円に消費税等相当額を加算した額以上徴収する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用

料に100分の200を乗じて得た額を加算する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のいがまち保健福祉センターの施設の使用に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第45号

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「低所得者の」を削り、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,395円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,325円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,720円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,650円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円
- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する

出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の

12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条の3を削る。

第27条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第27条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の届書を提出する場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届書の提出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届書の提出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健

康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第46号

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例(平成16年伊賀市条例第251号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表上野図書館阿山図書室の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第47号

伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例

伊賀市火災予防条例（平成16年伊賀市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「20キロワット」を「20キロワット」に改め、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3厨房設備の部を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14 k W以下	100	15 注	15	15 注	注:機器本体 上方の側方 又は後方の 離隔距離を 示す。	
				据置型レンジ	21 k W以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14 k W以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21 k W以下	80	0	—	0		
	固体燃料	不燃 以外	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
		不燃	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
	上記に分類されないもの				使用温度が 800℃以上のもの	—	250	200	300		200
					使用温度が 300℃以上800℃	—	150	100	200		100

		未満のもの					
		使用温度が 300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の伊賀市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第48号

治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例（平成20年伊賀市条例第33号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第49号

伊賀市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊賀市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例（平成23年伊賀市条例第24号）
- (2) 伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例（平成23年伊賀市条例第25号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。